

改正案

第一条から第三条まで（現行のとおり）

（認定基準に定める事項）

第四条 条例第二条第二項第五号に規定する認定基準は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号（イを除く。）及び第二号に定める事業のうちいずれかの許可を取得していること又は同法第七十八条第二号に定める自家用有償旅客運送の登録を受けていることのほか、次に掲げる事項について消防総監が定めるものとする。

一 から三まで（現行のとおり）

第五条から第十六条まで（現行のとおり）

別記第一号様式

別記
第1号様式（第6条関係）

患者等搬送事業者認定申請書

年 月 日

東京消防庁
消防総監 殿

申請者
住 所
氏 名
電 話（ ）
①

下記のとおり、救急業務等に関する条例第13条の規定による認定を受けたので、同条例第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

事業者名	
所在地 （電話番号）	
認定種別	☐ 新規 ☐ 更新
国土交通省 許可又は登録	☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 ☐ 自家用有償旅客運送 ☐ 一般貸切旅客自動車運送事業 ☐ 特定旅客自動車運送事業
事業所数	☐ 単独 ☐ 複数（ ）箇所
ホームページ	☐ 有 ☐ 無
パンフレット	☐ 有 ☐ 無
※受付欄	※経過欄

備考 1 申請者は、国土交通省許可証若しくは免許状の申請者又は自家用有償旅客運送の登録申請の申請者と同様とすること。
2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
3 消防総監が定める関係書類を添付すること。
4 2部作成し、提出すること。
5 □には、該当するものにレ印を付すること。
6 ※欄には、記入しないこと。

（日本工業規格A列4番）

第二号様式から第五号様式（現行のとおり）

現行

第一条から第三条まで（略）

（認定基準に定める事項）

第四条 条例第二条第二項第五号に規定する認定基準は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号（イを除く。）及び第二号に定める事業のうちいずれかの許可を取得していることのほか、次に掲げる事項について消防総監が定めるものとする。

一 から三まで（略）

第五条から第十六条まで（略）

別記第一号様式

別記
第1号様式（第6条関係）

患者等搬送事業者認定申請書

年 月 日

東京消防庁
消防総監 殿

申請者
住 所
氏 名
電 話（ ）
①

下記のとおり、救急業務等に関する条例第13条の規定による認定を受けたので、同条例第14条第1項の規定に基づき申請します。

記

事業者名	
所在地 （電話番号）	
認定種別	☐ 新規 ☐ 更新
国土交通省 許可	☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 ☐ 一般貸切旅客自動車運送事業 ☐ 特定旅客自動車運送事業
事業所数	☐ 単独 ☐ 複数（ ）箇所
ホームページ	☐ 有 ☐ 無
パンフレット	☐ 有 ☐ 無
※受付欄	※経過欄

備考 1 申請者は、国土交通省許可証又は免許状の申請者と同様とすること。
2 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
3 消防総監が定める関係書類を添付すること。
4 2部作成し、提出すること。
5 □には、該当するものにレ印を付すること。
6 ※欄には、記入しないこと。

（日本工業規格A列4番）

第二号様式から第五号様式（略）